プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

項目 第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第361回企業会計基準委員会(2017年5月30日開催)において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

開示(注記事項)の検討

(注記事項の定め)

- 2. 開示事例が少ない早期適用時に開示を要求すると、かえって有用でない開示が行われる可能性があり、早期適用時には多くの開示の定めを設けないことがよいのではないか。
- 3. 履行義務を充足する通常の時点に加え、履行義務自体の説明も必要最低限のものとして注記する必要があるのではないか。また、履行義務自体の説明を注記することにより、「出荷時」が通常の時点であることの説明ができると考えられるため、「出荷時」を例示として記載することに問題はないと考えられる。

(契約資産と債権の区分表示)

4. 契約資産と債権の区分表示は有用な区分を示すものと考えられないため、早期適用時には当該区分表示及び関連する注記を要求する必要がないと考えられ、必要に応じて各企業が任意に開示することでよいのではないか。

一定の期間にわたり充足される履行義務に関する課題の検討

- 5. 業界特有の課題については、ASBJ が新基準において個別に対応するのではなく、 所管官庁が会計に関する規則を定めることにより対応することも考えられるので はないか。
- 6. 海運業等の輸送サービスにおける実務については、国際的な同業他社における会計 処理を勘案して、代替的な方法の文案を検討することが考えられるのではないか。

適用時期の検討

(早期適用の時期)

7. 個別財務諸表は四半期の開示が要求されないため、IFRS 又は米国会計基準を連結 財務諸表で任意適用している企業における連単一致の観点から、仮に新基準が 2018 年中に最終化されるとしても、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から早期適 用を認めることがよいと考えられる。

(強制適用の時期)

- 8. 強制適用時期については、開示の定めの検討期間やプロセスの変更に対する準備期間等を考慮すると3年程度の準備期間が必要となると考えられるが、早期適用した企業の先行事例を活用して新基準をより早く適用できる企業もあると考えられるため、案C(2020年4月1日以後開始する事業年度から強制適用するが、当該事業年度の期首に新基準を適用することが実務上困難な場合には、当該基準を適用していない旨及び理由を注記することを条件に、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用することができる。)をとることもありえると考えられる。
- 9. 案 C では、強制適用後の1年間に新基準を適用している企業と適用していない企業が混在することとなり、財務諸表利用者に混乱が生じる可能性があると考えられる。また、連単の適用時期を異なるものとすることも、財務諸表利用者に混乱が生じる可能性があると考えられる。
- 10. 新基準の適用にあたっては、システムの変更や税務に関する検討に加え、開示の定めによっては、現行の実務において企業が管理していない情報に対応したシステムの構築や経理以外の業務プロセスの変更が必要であると考えられるため、案 B(2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用する。)がよいのではないか。
- 11. 開示の定めの内容が、強制適用時期を決定する際の考慮要因となると考えられる。 また、いずれの案も4月1日を基準として検討されているが、決算期の異なる連結 子会社においては実際には3か月早く適用される可能性があると考えられる。会社 法監査対象企業及びその監査人に十分な準備期間が必要となることを考慮すると、 案Bとするのがよいのではないか。
- 12. 企業における連結調整等の負荷が生じないようにするために、新基準の導入について連単同時にシステム改修等を含めて検討するという観点から、連単同時での強制 適用時期を検討すべきであると考えられる。

2

経過措置の検討

13. 日本基準を適用している企業に対する経過措置を定めたうえで、IFRS 又は米国会計基準を連結財務諸表で任意適用している企業による新基準への移行が円滑に行われる経過措置を検討するのがよいのではないか。

以 上